

反戦情報

2021・12・15 No.447

2001年2月9日第3種郵便物認可 第447号
2021年12月15日発行（毎月1回15日発行）

岸田首相は誰の声を聴くのが得意なのか？



(左)「話を聴くのが得意」という岸田首相／(右上)熱弁ふるう、辺野古新基地設計変更不承認を決定した玉城沖縄県知事と集会参加者(同下、12・4 辺野古ゲート前)

〈巻頭言〉		〈講演〉	
同じコインの、うらおもて一「敵基地攻撃論」と「9条改憲論」	2	『アリランの歌』を再考する小さな講演会 佐藤 定夫	10
〈声明〉		〈海外事情〉	
総選挙後の改憲問題の新たな局面を迎えて 九条の会	3	アフガニスタンで何が？(3) 谷山 博史	12
〈沖縄報告〉		〈土地規制法問題〉	
沖縄の意思に従い、岸田は辺野古埋立を中止せよ！		戦争準備と住民監視～「土地規制法」の廃止を求める(4) 仲松 正人	14
－12・4辺野古ゲート前県民大行動に800人－ 沖本 裕司	4	〈文化評論〉	
〈広島から〉		絵本に見るヤングケアラーの問題 林 伸一	19
ヒロシマ裏切り、金権にも甘く		〈フォーラム〉	
－変節か本性か 危険な岸田首相－ 城中 一郎	6	米国が朝鮮を核兵器保有国に仕向けた(下)	
〈大阪から〉		－米バイデン政権の対朝鮮政策と朝米関係－ 嶽 章範	20
大阪で衆院選全勝した維新をどう押し返すか 笠松 正俊	7	〈映画の世界228〉	
〈山口から〉		『1987、ある闘いの真実』 鈴木 右文	23
市民と野党の共闘には未来がある 藤井 郁子	9		

総選挙後の臨時国会（第207回）が12月6日召集され、岸田文雄首相が衆参両院で所信表明演説をおこなつた。注目すべきは、伝統的に「非核・軽武装、ハト派・経済重視」の路線を標榜してきた宏池会の领袖・岸田首相が、どのような外交・安全保障政策を打ち出すのか、ということだつた。

とりわけ、安倍晋三元首相が敷いた安保法制＝戦争法体制に対し、どのような態度をとるのかを注視していたが、「敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を現実的に検討」すると、安倍路線継承を演説であつさりと明言したのだ。

少しは「色合いの違い」を見せるかもと考えたのがバカだった（ちなみに宏池会とは自民党内最古の派閥で、1957年に池田勇人が佐藤栄作と袂を分かつて旗揚げしたのが始まり。現在は岸田派。佐藤は安倍晋三の祖父・岸信介の弟で安倍の大叔父にあたる）。

ところで、「敵基地攻撃能力の確保」とは、現実的に何を意味するのか？ 安倍晋三を信奉する高市早苗・自民党政調会長などタカ派の面々は、中国や北朝鮮の「核やミサイルの脅威」を散々煽り立て、「国民の命と生活を守るために必要だと主張する。自民党總裁選で主流派の安倍晋三（清和会・現安倍派）や麻生派、高市早苗などの「支持」を受けた岸田首相にしてみれば、彼らのタカ派路線を忖度せざるをえないのかもしれないが、「敵

基地攻撃論」は別の形をとつた「改憲論」なのだと明快に暴露する。意味で、『敵基地攻撃論』は『明文改憲』と表裏一体の関係にあるた」のだと。

前田氏はつづけて、「憲法前文にきざまれた『政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し：』の一文には、どのような手段であ

い。事実、21年度の防衛予算（5兆3422億円）に盛り込まれた「敵基地攻撃兵器」関連の開発計画には／地対艦誘導弾の射程延伸（150km→900km以上へ 予算335億円）／長距離巡航ミサイルJSM取得（F35に搭載、射程500km 149億円）／護衛艦「いずも」の本格空母への改修（203億円）／「いずも」搭載のF35B戦闘機取得（259億円）――

基地攻撃能力の獲得」とは、日本をまぎれもない戦争国家へと脱皮させる重要な指標となるものだという自覚はあるのだろうか？ 軍事評論家の前田哲男氏は次のように指摘する。

『自衛隊に敵基地攻撃能力を！』というテーマは、政府・自民党および改憲勢力にとって、いわば『乗りこえるべき最後の壁』として存在してきた経緯がある。それさえ

崩せば、自衛隊は“普通の軍隊”となり、『交戦権の行使』に制約がなくなるとのもろみだ。その憲論」なのだと明快に暴露する。こうした「敵基地攻撃論」が近隣諸国に脅威を与えないはずがない。事実、21年度の防衛予算（5兆3422億円）に盛り込まれた「敵

声明

総選挙後の改憲問題の新たな局面を迎えて

九条の会

10月31日に衆議院議員選挙が行われ、自民党は議席を減らしたものの単独過半数を維持し自公政権の存続が決りました。維新の会の大副議席増により自公と維新を合わせた改憲勢力は334議席となり、衆議院の3分の2を超える議席を獲得した結果、改憲問題は、新たな局面を迎えました。

岸田文雄首相は、自民党総裁選の最中から「任期中の改憲実行」、「敵地攻撃能力」保有、防衛力の大幅強化と並んで、「早期の憲法改正」の実現を明記していましたが、総選挙の結果を踏まえて、岸田政権は、安倍政権以来の改憲策動の強化に踏み切る構えです。



岸田文雄首相

岸田政権がまず手をつけようとしているのは、安倍・菅政権が推進した9条破壊の加速化です。対中国の軍事同盟強化を目指した「国家安全保障戦略」と「防衛計画の大綱」の改定を来年年末までに強行し、中国を念頭において「敵基地攻撃能力」の保有、日米共同演習の強化、そして辺野

古基地建設強行などを推し進めようとしています。

同時に、岸田自民党は、憲法9条明文の改憲にも踏み込むべく、臨時国会における憲法審査会での改憲案討議入りを狙っています。維新の会松井一郎代表の「来年参院選と同日に改憲国民投票」をという発言や国民党との憲法審査会毎週開催合意は、こうした自民党の明文改憲への策動を応援するものです。

しかし、日米軍事同盟強化と改憲の実現に寄与するどころか、それを遠ざけるものです。明文改憲、9条破壊の策動を阻止しなければなりません。

この力に確信を持つて、市民の皆さん、改憲と9条破壊の阻止のため、決意を新たに立ち上がる必要があります。

(2021・11・12)

沖縄の意思に従い、岸田は辺野古埋立を中止せよ！

—12・4辺野古ゲート前県民大行動に800人—

2021/12/05 沖本裕司



●11月25日、玉城知事が

県庁で記者会見

玉城デニー知事は11月25日午後、沖縄県庁6階会議室で記者会見を開き、沖縄

防衛局が提出していた「普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書」（変更承認申請書）について、「本日不承認とする処分を行なつた」と発表した。昨年4月に提出された変更申請について、沖縄県はこの間沖縄防衛局に対し4度にわたり452件の質問を行なつて審査を続けてきたが、最終的に不承認の通知を行なつたものである（沖縄県HP参照）。

審査内容を詳しく説明した後、玉城知事は記者団との一問一答で次のように述べた。「厳正に法律に基づいて審査を進めてきた。不確実な要素を抱えたまま見切り発車したこの工事は絶対に完成しない。工事を中止し県との対話の場を設けることが一番重要だ。今回の審査は行政手続法に基づく審査基準があることから、南部の土砂の件について反映させていない。しかし、遺骨混じりの土砂が埋立に使用されることは絶対にあってはならない」。

（編集部注：以上は11月29日付「沖縄報

辺野古ゲート前で演説する玉城知事（12月4日）

12月4日土曜日、玉城デニー知事が防衛局の変更申請を不承認処分にしてから丁度10日目のこの日、コロナ明けの第1

土曜日の辺野古ゲート前県民大行動に、全県各地から800余人が結集し、変更申請不承認の県知事支持！埋立即時中止！の声をあげた。大型バスやマイクロバスで参加した各地の島ぐるみ、乗用車

に分乗して参加した地域や個人、県議・市町村議などで、辺野古ゲート前は昨年10月以来、1年有余ぶりに活気を呈した。米軍も神経を尖らせていくようで、フェンスの向こう側にはガードマン十数人と数人の米兵の姿が見える。右翼団体の街宣車2台も集会妨害に現れ、大音量のスピーカーで汚い言葉を連ねていやらせをした。

今日は11月25日の不承認の報告をするために参加した。県庁内で審議を重ねたため不承認処分を出すまで時間を要した。国の変更申請には正当な事由が全く認められない。沖縄は新しい基地を提供しないという意思は決して揺るがない。負けてはいけない。くじけてはいけない。

●玉城知事が登壇、共に闘うアピール

午前11時に始まったテント前集会で、

そのあと、辺野古バスでゲート前に通う「辺野古の歌姫たち」がリードして、

全員で元氣いっぱい「座り込めこいべ」を歌つた。

がなり立てる右翼の街宣車を全く相手にせず、国会議員のあいさつが続く。

「岸田はかつて専守防衛などと言つていたが、今は敵基地攻撃を言い始めるなど、アメリカと一緒に戦争への道を進む危険な内閣だ。辺野古新基地に反対する野党共闘を強化しよう」（衆院1区・赤嶺政賢さん）「今朝東京から発つて先ほど那覇空港に着いた。間に合つてよかつた軟弱地盤は前から分かっていたこと。力を合わせて辺野古を止めよう」（衆院2区・新垣邦男さん）、「来年の名護市長選、知事選勝利に向けてたたかおう」（参院・伊波洋一さん）「自治とは何か。沖縄の声は基地の撤去だ。地方自治を通して憲法を実現していく」（参院・高良鉄美さん）など沖縄選出の4人の国会議員がそれぞれスピーチした。

●各地の「島ぐるみ」、現場の

団体が決意表明

そのあとは各地の島ぐるみ代表が決意表明した。「沖縄戦で南部に追い込まれた住民が10万人以上殺された。なぜそのような土地の土を辺野古の埋立に使うのか」（糸満）、「八重岳の自衛隊演習を阻止する行動を全県各地から36人が結集した。レーダーを積んだ大型車を止めたのは三

中学徒隊やなごらん学徒隊の犠牲者の命を吸い込んだ桜だ」（本部）、「軟弱地盤

が明らかなのに辺野古唯一と言つて笑き進む公共工事がどこにあるか」（うるま）、

「南部の土砂を辺野古埋立に絶対に使わせない」（八重瀬）、「玉城知事の不承認をバネに世論を変える努力をしよう。クリスマス・カードも年賀状も寒中見舞いもみんなに送り、辺野古埋立ストップを訴えよう」（浦添）、「大浦湾で起こつていることは重大事件だ。今の名護市長は見ざる言わざる聞かざる」で何の役にも立たない。ウチナーンチュの地方自治と民主主義を。決してあきらめない。ナランシェーナラン（駄目なことはダメ）、皆で辺野古を止めよう（名護）と訴えた。辺野古住民訴訟弁護団の赤嶺朝子弁護士の発言に続いて、現場の責任団体（統一連、平和市民連絡会、平和運動センター、ヘリ基地反対協議会）がそれぞれアピールした。

●名護市長選に立つ岸本洋平さんがあいさつ

と強く非難した。

さらに、先月の北谷町長選で当選した渡久地政志さん、来たる名護市長選の予定候補者で名護市議の岸本洋平さん、同じ南城市長選に立候補する現市長の瑞慶覧長敏さんが決意を述べた。現地闘争部の前部長・山城博治さんもマイクを取り、「辺野古の闘いはこれからだ。勇気をもつてそれぞれの現場で闘い抜こう」と呼びかけた。

全員で「沖縄今こそ立ち上がる」
「We shall overcome」を歌い、最後に「知事の不承認支持」のボードを高く掲げながらシユブレビコールをして集会を開じた。

●再び全県的な闘いの

スタートを切った

12月3日（金）夕には、玉城知事の変更申請不承認を支持する集会が、沖縄県庁前で開かれ500人が参加し、牧志ウガン（御願）まで国際通りをデモ行進した。東京でも沖縄に呼応し首相官邸前で500人が参加した集会が開かれた。全国で沖縄に連帯する動きをさらに大きくつくり出そう。

沖縄県知事を先頭に県民の大半が変わることなくNO！をつきつけている辺野古埋立・新基地建設を絶対に許してはならない。沖縄を無視する日本政府に日本国民は責任を持つている。なぜなら自らが選出した自国の政府だからだ。政治家は身高に、中国政府の香港や新疆ウイグル自治区への暴力支配を非難する。県民の大半の意思を踏みにじり、自治を奪うという行政の根本の誤りの問題において、日本政府が沖縄に対し行なっていることは同じことだ。違いは、国家の暴力を押し通すうえで司法の中立の擬制を隠れ蓑にしているという点である。日本国民よ、覚醒せよ。自国政府の政治的犯罪をいつまでも許すべきではない。

（おきもと ひろし／「島ぐるみ」
八重瀬の会事務局長等）

ヒロシマ裏切り、金権にも甘く

—変節か本性か 危険な岸田首相—

城 中 一 郎

広島県内から4人目、被爆地広島1区からは初の首相、と注目される岸田文雄氏が、10月の内閣発足以来地元の期待を裏切り続けている。核兵器禁止条約への参加を渋るばかりか敵基地攻撃能力を口にし、憲法改定に前のめりだ。同じ県内で起きた河井買収事件の解明も放棄した。地元だけでなく国民全体への背信は「アベスガ後継」本性あらわだ。改めて政権の危険性に注意したい。

●オブ参加なぜできぬ

10月8日、第一次岸田内閣をスタートさせた首相の初の所信表明演説。普通ならご祝儀ムードあふれる地元中国新聞(同9日付社説)は厳しかつた。「なぜ核兵器禁止条約に触れないのだろう。締約国会議へのオブザーバー参加を打ち出すべきではないのか。被爆地で高まっていた期待は、あつさり裏切られた」。岸田氏は4年7ヶ月も外相を務め

た国際派が「売り」の一つ。核兵器廃絶もライフワークという。2016年、オバマ大統領の広島訪問でホスト役を果たした。自著「岸田ビジョン」ではケリー国務長官の事前訪問と併せ「手柄」をPRしている。●見せかけの外交手柄

一方で、肝心の核禁条約には後ろ向きだ。「核を持つていない国がいかに理想論を語ろうとも現に保有する国々が行動してくれなければ現実は変わりません」と繰り返す。ライ

フワークの重みは到底感じられない。首相の遠縁でICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)のノーベル平和賞受賞の立役者、サーロー節子さんは変わらぬ舌ぎしりする。

公明党はオブザーバー参加を求め、ドイツの新連立政権もオブ参加することを決めた。内外の世論に抗つて「聞く力が得意」はないだろう。

●総裁選の力学の結果

河井買収事件の解明は後ろ向きだ。トニー・マカーリー議員は「奇襲」の敵基地攻撃能力保有比2%以上も念頭を明記した。首相は、「奇襲」の敵基地攻撃能力保有の検討まで表明した。党の憲法改正推進本部を「実現本部」に改称するなど、改憲への前傾姿勢を強める。

総裁選レースで勝つために安倍晋三元首相の推すネオコン高市早苗支持票を取り込んだことが縛りとなつた。右派との妥協は「渋々」ではなく、自らの意思によるものだったのか。内閣記者会の合同インタビュー(11月19日)でも「改憲を来夏参院選の主要争点にする」と明言した。

●1億5千万円放置へ

地元の自民支持層からも期待の明」もやる気はなさそうだ。そもそも

首相のもう一つの「売り」は、「軽武装、経済重視」のハト派、宏池会だが、これもあつさり衣替えだ。

総裁選直後の衆院選で、自民党は政策集に防衛関係費の倍増(GNP比2%以上も念頭)を明記した。首相は、「奇襲」の敵基地攻撃能力保有の検討まで表明した。党の憲法改正推進本部を「実現本部」に改称するなど、改憲への前傾姿勢を強める。

●ヒロシマ市民の責任

広島の有権者とすれば、ここに来て穏健リベラルの「ハト」が鎧の上衣、羊の皮だつたと直視したい。コロナ対策に目を奪われて、島の自衛隊増強などが着々。経済政策も大企業、防衛産業重視だ。来夏の参院選は、改憲の危険性が高まる大闘争の場になりそう。地元広島が、衣を脱いだ首相の党を信任すれば危険をあおるメッセージとなる。広島の有権者の責任は重い。

(しろなか いちろう)

も大買収は、岸田派重鎮の溝手頤正氏が「安倍二階チヤイルド」河井案里氏に敗れた19年参院選が舞台だ。岸田氏は翌年の総裁選でも菅義偉氏に敗れ、「終わった」とまで言われた。権力闘争の常識からすれば、トップに就いた今は1億5千万円の解明をテコに政敵に復讐し権力を固めるチャンス。それすら封印するほど安倍派、二階派にもたれるのか。

被買収の地方議員も大半は岸田氏が会長を務めた自民党県連メンバーだ。トップとして辞職勧告し、お膝元の金権腐敗を改革すべきだろう。

大阪で衆院選全勝した維新をどう押し返すか

笠 松 正 俊

「大阪の衆院選結果は他県から見ていたら訳がわからない」「大阪の人の考え方を聴きたい」と本誌編集部から依頼された。今回の結果は正直、大阪の私も訳がわからなかつた。考えるのは大阪の責任だと思つてとにかく引き受けた。まだ途中の、あくまでも一人の考え方である。

本誌前号でも書かれていたが、以下のことば前提として、私もそう思う。マスコミと連合等は「野党共闘は失敗だつた」とヤンペーンしたが、それは事実と違う。全国で見れば、小選挙区で市民連合が野党共闘を引つ張つた東京を始め、多くの次点候補が1位当選の自公候補に肉薄した。その結果、自民党の甘利明や石原伸晃が落選し、石原は比例復活もできないという分かりやすいことも生まれた。4野党の共闘は共通政策を公表したから、自民・日本維新的会が言うような「野合」ではない。

「日米安保」で政策が違つても、今の生活と政治を変えるために共闘するには、市民の利益になる。来年7月の参院選で同じことをされるのは阻止したいという自民の考えが、「失敗だつた！」宣伝の理由だと思う。

ところが、大阪だけは違つた。自

民・公明、安倍・菅政権のコロナ無策と生活破壊への批判は同じでも、それが野党共闘候補に行かず、維新支持になつた。市民運動と4野党的共闘が東京よりはるかに弱いという課題はあるが、それでも全勝とは……。

大阪府の小選挙区は19区。内4つ

の区は自民も維新も候補を立てず、公明と維新以外の野党の選択で、公明候補が全4区で当選。自民が出ないのは当然だが、大阪市の「都構想」は、大阪市議会で1回目「反対」の公明を2回目「賛成」に転換させた時の取

引で、維新も立てない（大阪府・市政での公明は現在、維新に「是々・非」の「ゆ党」）。そして他の15区では、維新が全勝。自民と野党候補が全敗。しかも前記の東京とは違つて、次点候補との差が大きかつたので、再選を重ねてきた自民の現職の多くやらが比例復活当選もできない結果になつた。逆に近畿比例ブロックでの維新の票は大きくなり、隣県の兵庫・京都への多少の進出を含めて、

多数の比例候補も新人議員になつた（維新の全国比例区得票800万票中、近畿ブロックは318万票、約4割で10議席獲得）。

● 誰が、なぜ、維新を支持し続けているのか？

問題は、大阪で、どういう人たちが何で、維新を支持し続けているのかということだ。

維新ができる当初は、タレント橋下徹の発信力で「ポピュリズム政党」だと思った。今回の衆院選でも一貫して続けていたメイン政策の「身を切る改革！（実行中！）」に、自民・

安倍長期政権で生活・雇用不安が大きい有権者が若い世代を含めて、行政の無駄（二重行政を含めて）を省いた「とにかく改革」を期待して支持を寄せた。しかし、そんな広範な

関東圏等に大きく進出して「全国政党」になつたのではない。大阪で維新を支持し続けている人たちが、国会での野党第2党を生んだ、ということだと思う。

支持は、もう数年前から冷めていると思う。「身を切る改革！」スローガン自体は同じだが、逆に選挙を重ねたびに増やした新人議員が一齊に活動する組織政党になつてきている。維新は府内各市の議員だけでなく、各市の市長選も「維新＝改革」ブランドで当選させてきた。今回の衆院選でも、その議員だけなく首長も維新支援で動き回ったと言わわれている。

なお、「維新」ブランドでの当選だから、各議員の個性の印象は弱い。不祥事も次々に起つたが、自民のようにかばつて曖昧にせずに、除名して辞職勧告する。もし辞職したら必ず次の候補者を立てる。例えば、この間、池田市の維新市長が家庭用サウナを市長室に持ち込んで使い続けていたことが発覚し、さすがに議会でも「公私混同」の批判を浴びて辞職に追い込まれた。しかし、その再選挙では、元秘書だった現職の維新市議が立候補し当選した。

ではそういう「身を切る改革」ブランドを支持し続けているのは誰なのか。維新の「改革」は、議員数の削減を含めた公共施策の縮小・削減、民営化、自助努力と競争、という新自由主義政策だから、格差拡大の中

でも高収入を得てている人たちがコアな支持層だとは予想がつく。しかしそれだけで今回のような完勝はできないだろう。冷めたとはいえ、まだ活動する組織政党になつてきている。維新は府内各市の議員だけでなく、善教将大・関西学院大学教授の「大阪の選択」（11月刊、有斐閣）の次の指摘は、大変参考になった。世論調査を重ねたデータ分析から、こうある（私の理解した要旨）。

○橋下維新以前の自民党政時代からの、府と大阪市別々の財政浪費への府民・市民からの不信は根強い。維新が初めて、唯一、それに手を付けた。今でも維新支持票の背景になっている（第2章等）。

○維新支持は、コアな支持者は少なく、上記を支持する緩い支持者層が多い。逆に維新不支持は、公共破壊への怒り等で硬い不支持が多く、緩い不支持者は少ない。つまり、中間の多数が未だ維新を緩く支持している（第1章等）。

持されているとしたら、市民運動側の課題は、「大阪府全体でどんな大阪にしたいのか」を政策化する必要がある。バブル期に府が関西国際空港の隣接で「臨空タウン」を、大阪市が南港に「WTC（大阪ワールドトレードセンタービル）」をそれぞれ建設したがともに破綻した。維新の「都構想」と「広域行政一本化条例」は、その財源を一本化して、再度大々的に「万博→カジノ・IR（統合型リゾート施設）誘致」開発で稼ぐというもののだが、府市の連携を望んでいる府民もそんな開発は望まないはずだ。カジノ誘致で雇用が増えて、収益は外国資本を含む大企業に流れ、派遣形態の非正規雇用がほとんどでは、今の大阪の生活困難は変わらない。賭博の利権に絡むいろいろな新たな社会問題も起こるだろう。

大阪のカジノ反対運動の中での、7月参院選前の2022年3月～5月に「カジノ・住民投票条例制定直接請求署名運動」をやろうという相談が始まっている（府議会への法定

数は府民有権者の50分の1、約14万6400人）。今回の維新全勝を押

し返すために、大変が必要な活動だと思う。その中で、「こんなに問題だらけのカジノは反対！」だけではなく、松井一郎市長や吉村洋文知事の後も何十年も大阪で生活していく若い世代に、どんな大阪を望むかを街頭署名活動で聞いていきたい。

（かさまつ まさとし／大阪・教職員なかまユニオン）

非正規労働で生活が厳しい若い世代の維新支持は、今や多くはない。しかし20代・30代は今回の衆院選でも、やはり投票に行かない人が多かつた。自公への批判はあるが、「変えられない…」という政治（家）への不信は大きい。私たちの「カジノと軍備ではなく！ 生活・福祉・公共・コロナ対策に税金を使え！」という訴えだけではまだ広がっていない。しかしそんな若い世代で自然破壊・温暖化阻止や自然災害ボランティアに動く人は増えている。

大阪のカジノ反対運動の中で、7月参院選前の2022年3月～5月に「カジノ・住民投票条例制定直接請求署名運動」をやろうという相談が始まっている（府議会への法定数は府民有権者の50分の1、約14万6400人）。今回の維新全勝を押し返すために、大変が必要な活動だと思う。その中で、「こんなに問題だらけのカジノは反対！」だけではなく、松井一郎市長や吉村洋文知事の後も何十年も大阪で生活していく若い世代に、どんな大阪を望むかを街頭署名活動で聞いていきたい。

市民と野党の共闘には未来がある

藤井郁子

衆院選が10月31日に投開票された。山口県においては「市民連合@やまぐち」（以下、市民連合）が積極的に働きかけ、4小選挙区すべてで野党統一候補を擁立することができた（1区・大内一也（立憲）、2区・松田一志（共産）、3区・坂本史子（立憲）、4区・竹村克司（れいわ新社会））。市民と野党の共闘の成果が期待されたが、各候補の奮闘、支援者の努力にもかかわらず、当選には至らなかつた。

自民党は261議席を獲得し、自民・公明・維新で改憲推進勢力は3分の2議席を超えた。一方、野党共闘が成功した214区内、62区で議席を獲得する等、小選挙区の統一候補擁立は間違つていなかつた。

共闘した野党には、比例区でどう投票を伸ばすか等の課題は残つたものの、市民と野党の共闘をさらに深化・進化させようとの積極的姿勢に搖らぎはなかつた。11月23日に行われた野党協議を踏まえ、未来に向けてさ

らに前進させることを市民連合は確認した。

▼9月、野党共通政策を確認

投開票日が1ヶ月後に迫つてきている9月27日、市民連合は野党共通政策を提言し、「政策を実行する政権の実現」をめざすことを、5野党（立憲、共産、社民、れいわ、新社会）及び小選挙区候補者（4名）に求めた。そして、各選挙区において選挙協力し、候補者の当選を期すという確認書が交わされた。共通政策とは次のとおりである。

①憲法に基づく政治の回復→核兵器禁止条約の批准、憲法改悪反対等。
②科学的知見に基づく新型コロナウイルス対策の強化→医療・公衆衛生の整備等。
③格差と貧困を是正する
↓最低賃金の引き上げ、公平な税の再配分等。
④地球環境を守るエネルギー転換と地域分散型システムへの移行→原発のない脱炭素社会等。
⑤

ジエンダー視点に基づいた自由で公平な社会の実現→選択的夫婦別姓制度等。
⑥権力の私物化を許さず、公平で透明な行政を実現する→森友・加計・桜等の真相解明等。

自公政権とは異なる新たな政権は何を目指して、どのような政策を実現させようとしているのか、簡潔明瞭で分かりやすい内容である。有権者に水が沁みわたるように広まらないことが残念でたまらない。メデイアの偏向だけでなく、私たちの戦略・戦術にも課題があつたのではなかろうか。

▼山口県は全国最低の投票率

山口県は「保守王国」とよく言われる。アベ・スカ及び岸田政権を「保守」と呼ぶべきか否かは別にして、自公政権に対する白紙委任に近い投票行動・棄権（低投票率）をどう考

4小選挙区における自民候補得票率はほぼ70%であった（高村正大70・11%、岸信夫76・94%、林芳正76・94%、安倍晋三69・72%）。この数値に正面から向き合うことは辛いが、あきらめは自公を利するだけだ。状況は前触れもなく激変することがある。地道な分析と活動はすでに再起動されている。

比例代表における全国と山口県の政党得票率を挙げてみよう。自民34・66%（山口49・61%）、立憲20・00（14・65）、公明12・38（14・38）、維新14・01（7・43）、共産7・25（5・39）、れいわ3・86（3・47）、国民4・51（2・75）、社民1・77（1・44）。自公支持者が高い得票率を形作っていることがよく分かる。選挙に背を向けている有権者の掘り起こしが急がれる。

市民と野党の共闘が切り開いた地平にこそ未来がある。「共産党を除く」選択はあり得ない。

（ふじいいくこ／「市民連合@やまぐち」共同代表）

『アリランの歌』を再考する小さな講演会

—東京・調布で吉留昭弘氏招き—

佐藤定夫

『アリランの歌』の今日的意義を

問う—キム・サンたちがめざした「民衆の東アジア共同体」を

10月28日(木)午後、東京都調布市

で『アリランの歌』を再考する

という小さな講演会が行われました

(主催、東アジア近現代史研究会)。

コロナ禍で定員を13人に制限した、ミニ講演会です。講演者は、『陳独秀と中国革命史の再検討』(2019年、社会評論社)の著者・吉留昭弘(社会主義運動研究家)。

吉留の講演は、山口県で発行されている政治情報月刊誌『反戦情報』に、2020年10月から2021年7月まで9回にわたり連載された『アリランの歌』再考』をベースとしたものです。長大な論考は、1930年代の社会主義運動を襲つたスターイン主義の暴風のなかに、朝鮮人革命家キム・サンの運命を位置付ける壮大な企図で書かれています。

吉留の講演は、山口県で発行され

ていた(後に、息子の訴えによつて名譽回復)。

吉留の講演は、山口県で発行され

ている政治情報月刊誌『反戦情報』

に、2020年10月から2021年7月まで9回にわたり連載された

『アリランの歌』再考』をベースと

したもので、長大な論考は、19

30年代の社会主義運動を襲つたス

ターイン主義の暴風のなかに、朝鮮

人革命家キム・サンの運命を位置付

ける壮大な企図で書かれています。

吉留昭弘氏



講演する吉留昭弘氏

スターイン政治体制の崩壊は必然なのだという、社会主義運動研究家としての吉留の信念が語られた。

『アリランの歌』に描かれた、広

州

コ

ミ

ュ

ーン

(1927年12月)へ

の

朝鮮人革命家たちの多数の参加と

無惨な敗北は、スターインの中国革

命への誤った指導によるものであり、

この経験を経てキム・サンたちは「水

中の塩」にはならないという認識に

到達した。中国革命に協力はするが、

それは対等の国際主義的関係に基づくものであり、朝鮮人革命家は朝鮮

革命を担うという本筋を忘れてはな

らない。1935年には朝鮮人革命

家たちが上海で会合し、「朝鮮民族

解放同盟」を結成した。

彼らが到達した東アジア革命に対する革命観は、当時のコミニンテルンの指導観点とは異なるものだった。一国社会主義の路線とは一線を画する道筋への、萌芽があつた。

『アリランの歌』出版の目的は、

朝鮮人革命家たちが北東アジア各国

人民との連帯を基礎に、協同の事業

として朝鮮革命と東アジア諸国人民

の解放をめざしたこと記録するこ

とにあり、このような思想・観点を

世界中の人々に知つてもらうこと

だつた。

いま、アメリカのアフガニスタン撤退後の東アジア情勢は緊迫している。米中対立の激化、台湾海峡問題、朝鮮半島問題の浮上という情勢の中で、どのようにして「民衆の東アジア共同体」への道をすすむのか。

「反核・非武装・非同盟の、憲法理念に基づく協同・共生の相互扶助社会の建設」のスローガンのもと、近隣諸国と相互不可侵条約を結ぶ。戦前の日本帝国主義による侵略行為を謝罪し、改めて戦後賠償を行う。そうしてこそ、近隣諸国との対等・平等の関係が築かれる。

『アリランの歌』の時代が、百年遅れでやつてきた。キム・サンや朝鮮人革命家たちのめざした「民衆の東アジア共同体」をよみがえらせよう。（講演了）

講演を受けて、短時間ではあるが密度の濃い、感想や意見が参加者から述べられました。

会の発案者でもある朝鮮問題研究者L氏は、「アリランの歌」に関心をもつてくださったことに感謝すると言った。帝国として支配・侵略した日本、抵抗して最終的には革命が勝利した中国に比して、朝鮮は植民

地として36年間支配され、戦後は分断国家として苦難の道を歩んできた。しかし、帝国の支配に抗するたかは朝鮮の3・1運動（1919年）からはじまっている。その影響を受けて同年に中国の五四運動が起つた。吉留講演でも触れた陳独秀は「朝鮮の友から学んだ」と語つている。残念ながらいまのところ韓国・北朝鮮でキム・サンのことをとりあげた研究はない。こうした講演会が開かれること自体が貴重であり、みなさんと対話を深めていきたい。

『金天海—在日朝鮮人社会運動家の生涯』（2014年）の著者・樋口雄一（元高麗博物館長）さんは、中国で闘つたキム・サンがいたように、日本で闘つた金天海や多くの朝鮮人革命家・活動家がいると発言した。在日27年間のうち17年間獄中に閉じ込められた金天海は、日本の敗戦後、徳田球一たちと一緒に府中刑務所から釈放された（1945年10月10日）。このとき府中刑務所前に集まつて大歓迎した数百人の人々のほとんどが在日朝鮮人だった。金天海は、戦前の日朝鮮人労働運動の最高指導者だが、徹底して現場に入り、人々の声を聞く指導者だった。

在日中国人芸術家H氏は、10月3日に放映されたNHKBS「中国共产党100年——一党支配の宿命」に触れて、中国共産党の歴史は肅清された研究はない。こうした講演会が開かれることも貴重であり、みんなさんと対話を深めていきたい。

ほかの方々からも、「アリランの歌」を初めて読んでこんな歴史があつたことに目を開かれた、これからも、東アジアの近現代史にかかる話が聞きたい、といった発言が相次ぎました。

（会場では、沖縄・健堅で、沖縄、韓国、台湾、アイヌの人たちが共同でおこなつた「遺骨共同発掘作業」の記録『埋められた歴史・記憶を探し求めて』5冊が、希望者に無料で配付されました。まさに「東アジア人民の協同」を、自分たちのアジア人民の協同」を、自分たちのやりかたで考えていく。小さな講演会は、そのささやかな試みの一つです。

（会場では、沖縄・健堅で、沖縄、韓国、台湾、アイヌの人たちが共同でおこなつた「遺骨共同発掘作業」の記録『埋められた歴史・記憶を探し求めて』5冊が、希望者に無料で配付されました。まさに「東アジア人民の協同」の実例です。）

東アジア全域で闘つた朝鮮人革命家たちに、献杯。

（さとう さだお／ブログ「呆け天残日録」を運営、10月31日付より転載）

※なお筆者の了承をえて本文の一部を修正しました——編集部。

育・医療・福祉は抑制され続ける。

自民党的総裁選候補たちが「敵基地リズムはそれを批判さえしない。世の中変わらない」というアキラメが低い投票率となり、有権者の25%の票を得ているに過ぎない自民党が議会の過半数を占めて国政を壊滅する。こういうときこそ、迂遠にみえる東アジア近現代史に想いを馳せてみよう。キム・サンたちが追求した「東アジア人民の協同」を、自分たちのやりかたで考えていく。小さな講演会は、そのささやかな試みの一つです。

（会場では、沖縄・健堅で、沖縄、韓国、台湾、アイヌの人たちが共同でおこなつた「遺骨共同発掘作業」の記録『埋められた歴史・記憶を探し求めて』5冊が、希望者に無料で配付されました。まさに「東アジア人民の協同」の実例です。）

東アジア全域で闘つた朝鮮人革命家たちに、献杯。

（さとう さだお／ブログ「呆け天残日録」を運営、10月31日付より転載）

※なお筆者の了承をえて本文の一部を修正しました——編集部。

アフガニスタンで何が？（3）

【2002～2006回想】

（前号からつづく）

新しく国を作るということ

- 1 〈アフガニスタンでの平和の作り方〉
- 2 〈国を壊して国をつくる〉
- 3 〈ボン合意を振り返る〉
- 4 〈敷かれたレール〉

1. アフガニスタンでの平和の作り方

2001年12月11日、ボン会議の合意に基づいてカルザイを首班とする暫定政府が成立しました。この暫定政府と、2002年6月のロヤ・ジルガを経て発足した移行政府は、国民参加の大統領選挙によって正式な政府が生まれるまでの暫定的なものでした。2001年11月13日に米軍と共に開いた北部同盟がアフガニスタンの首都カブールを陥落させました。タリバーン政権をアメリカを中心とする有志連合と北部同盟が駆逐した後、新

たな政府をつくることになつたのです。しかしこの期間は政治のプロセスと治安の維持によつて平和を定着させ、復興援助の調整によつて復興の道筋をつける大事な時期です。アフガニスタンの復興期の政府は、これまで私がJVCでかかわってきたなどの国の例とも違つていました。

2. 国を壊して国をつくる

アフガニスタンの復興政権は、タリバーン以前に地方を実効支配し、内戦でお互いに戦つっていた軍閥の連立政権という色合いをもつっていました。中央の行政は、実質的にはアメリカのタリバーン攻撃のお先棒を担いでいち早くカブールに入城した北部同盟のタジク人勢力（イスラム協会のパンジーシール派）が牛耳つており、地方行政は軍閥がそれぞれのお膝元を支配するという構造をもつていたのです。国連は行政の主体にならず、影でカルザイ政権を支えることに徹していました。これは国連による暫定統治型のカンボジア

アとも暫定行政型の東チモールとも異なります。これらの国では復興援助が始まつた段階すでに国民の大半に受け入れられている政権（勢力）が存在しており、それが「民主的」な手続きをへて正統化されるという順序がありました。しかしアフガニスタンでは、政権の基盤のないところに一から政権を作ることになつたのです。しかも国連は「アフガン人のイニシアティブ」の名で後景に退き、軍閥の寄せ集めの政権に責任を担わせる形をとつたのです。

3. ボン合意を振り返る

アとも暫定行政型の東チモールとも異なります。政治の責任は寄り合い所帯のカルザイ政権に任せ、首班であるカルザイを影で米国と国連が支えるという構図をとつていたのです。

谷山博史

結果を国連は担わなかつたということになります。政治の責任は寄り合い所帯のカルザイ政権に任せ、首班であるカルザイを影で米国と国連が支えるという構図をとつていたのです。

新たな国づくりの方針はボン合意で定められました。国連の安全保障理事会も決議1383を議決してこの和平合意にお墨付きを与えました。ボン合意はカブールにいち早く入城して実効支配を始めた北部同盟をけん制し、すべての参加者の合意のもとに国民の意思を反映した政府を作るための約束ごとです。ボン会議での話し合いは難航し決裂するのではない形になっています。和平合意のプロセスからタリバーンは排除されているので融通が成立したことは奇跡的と言えるかも知れません。しかし合意の内容には、その後の国づくりの困難を予想させるようないくつかの問題が含まれていました。

まず、正式な政府が樹立されるまでの

〈社会復帰Reintegration〉

米軍は本来武装解除しなければならない軍閥の私兵に武器や資金を供給して対テロ戦争を行っています。その中には当時暫定政権議長だったカルザイに反旗を翻していた軍閥もいました。こうした超法規的な行動がアフガニスタンの不安定化に大きく寄与することになります。



プロセスや暫定政府以降の政府の治安維持活動を支援する多国籍軍派遣は定めたものの、タリバーンと戦争を行っているアメリカを中心とする連合軍には触れられていません。つまり対テロ戦争「不朽の自由作戦」を行う外国軍はボン合意の枠外にあり、アフガニスタンの政府にとっては超法規的な存在であることを追認してしまっています。戦争と復興が同時進行で行われるアフガニスタンの矛盾を表しています。合意された政治プロセスを進めるうえで不可欠なDDR、つまり軍閥の擁する不正規軍兵士の〈武装解除Disarmament〉

アメリカを始めとする国際社会も、非難されることも行動を起こすこともなく黙認した形になってしまいました。このことが北部同盟他、軍閥の武装解除が大幅に遅れる原因になりました。

さらに、ボン合意全体の基調となつてゐる合意参加者のオーナーシップという原則にも関わらず、合意履行の過程では国連やアメリカの介入が目立ち、合意そのものの正当性を損なう結果をもたらしました。暫定政権の首班にハミッド・カルザイが選ばれたのはアメリカの強い意向を受けてのことだといわれています。カルザイはかつてアフガニスタンで石油パイプラインの建設のためにタリバーンと交渉していたユノカルという石油関連企業の顧問をしていました。また、2002年6月のロヤ・ジルガで移行政権の元首を決める際、ザヒル・シャー元国王を押す動きがあつたのを国連とアメリカが封じ込めるという一幕がありました。

この事件は当時アフガニスタンでも大きく報道されています。アメリカのみならず国連までもが合意の原則に反する行動をとつたことで国連に対する人々の信頼が損なわれる原因になつたと思われます。カブールにISAF（国際治安支援部隊）が派遣される時点ですべての軍隊は撤退させることを約束しました。北部同盟、特にカブールでの支配権の基盤を確立しようとしていたタジク人のパンジ

シール派と呼ばれるグループはこの約束

このレールは民主化と復興という2つの車輪を導く2本のレールです。しかしこのレールの上にはいくつもの障害が立ちはだかっていました。その障害の最大のものが軍閥、つまり私兵を擁し武力で地方を牛耳るバスの存在でした。

アフガニスタンに「輝かしい」民主主義を確立し、人々にとつて公平で公正な復興を成し遂げるためには軍閥の武装解除が不可欠だつたのです。武装解除と並行して国の基本法である憲法を定め、憲法に則つて国民が民主的な選挙によつて政府を作る。このレールを正しく通ればアフガニスタンは自立できるはずでした。もちろん治安を改善し、安定化させる上で軍閥の支配を受けない、國に忠実な警察や軍隊も作らなければなりません。しかしこれらの治安部隊が未熟な間はISAFが支えることになつてきました。

2003年は国作りの基礎工事が大きく動き出した年でした。次回以降の「アフガニスタンで何が?」では、2003年前後の動きとして武装解除プログラムや憲法の制定、大統領選挙と国会選挙、さらに復興支援のあり方について回想をもとに詳しく見ていただきたいと思います。

（つづく）

ボン和平合意でアフガニスタンの国づくりの青写真のレールが敷かれました。

日執筆）

4. 敷かれたレール

（動員解除Demobilization）

を履行しませんでした。しかし、国連も

戦争準備と住民監視

「土地規制法」の廃止を求める（4）

仲松正人

（前号よりつづく）

ii 思想にまで及ぶ調査を正当化する
そもそも、その情報収集は、土地等の利用について、それが「阻害する行為の用に供」するとか、「阻害する行為に供する明らかなおそれ」があるかどうかを判断するために行われるものである。

「阻害する行為の用に供」したということであれば、結果が既に生じている。結果が生じてから情報収集するのでは遅い。したがって、その情報収集は、「供されるおそれがある」という、まだ結果が生じていない段階で行うことにしての目的がある。

や犯罪歴、家族関係や交友関係、そしてその者の思想・信条などの情報が必要となるのは当然のことである。
これについて、政府は、一方ではそのようなことまで調査することはないと言ふが、他方で「それが土地利用と直接関係なければ調査の対象にはならない」とも言う。すなわち、土地利用と関係があれば調査の対象となることを認めた。

そして、土地利用と関係があるかどうかは調査した結果判断できることであ

る。また、関係あるかどうかを判断するのは調査する側でしかない。さらに、政府は、目的が明らかでないと考えられる土地取得が安全保障上のリスクとなるか利用者等が「阻害する行為をするおそれがある人物かどうか」を判断するためであり、その者の住所氏名や国籍、あるいは生年月日などだけが分かつてもそれは判断できるはずがない。それを判断するために、それ以外の、その者の職業や収入、資産状況、日頃の活動や活動歴、SNSなどのネット上での発信、検挙歴

した者について先に述べたような思想信条を含む種々の情報収集が必要であるのは明らかである。

また、「今日までの調査では機能阻害行為をするおそれはない」と判断されても、明日以降どうなるかは分からぬ。したがって、機能阻害行為をするおそれがあるか否かの判断は、一度きりの調査や情報収集で終了することはできない。政府はこれを否定できなかつた。

こうして、重要施設の周辺や国境離島の区域内にいる者は、恒常的に、これら個人情報を内閣総理大臣に収集され、監視されることになるのである。そして、土地取得が安全保障上のリスクとなるかどうかは直ちには評価できないと言つてゐる。すなわち、目的が明らかでなければ調査しないといけないということである。例えば、前述した電波が照射できるアンテナを設置した場合も、それだけでは目的が明らかではない。それらの土地

などを正当化する

「自分は大丈夫」という保証は何もな

政府は、第7条によつて関係行政機関の長から情報を収集することについて、例えば、防衛関係施設を所管している防衛省等からこの機能阻害行為の実態等に係る情報を得ることは大変重要であるとか、収集した土地等の利用者等に関する情報について関係行政機関等の協力を得つつ所要の分析を行うことはありえると答弁した。しかし個別の分析に際していかなる機関にいかなる協力を求める可能性があるかということについては、「いわば調査の手の内、調査の内部的な手法、方法に関する事項であり、これを明らかにすることにより重要施設等の機能を阻害する行為を企図する者により対抗措置を講じられるおそれがある」として、この点についての答弁を拒否した。また、公安警察や自衛隊の情報保全隊が、内閣総理大臣から情報提供の指示を受けた時合に、情報提供指示に応じるために新たに調査をすることになるはずだ、と指摘

されても、それを否定しなかつた。

結局、公安警察や自衛隊の情報保全隊が有する情報の提供を受けたり、さらに追加調査をさせたり、分析させたりすることを否定せず、さらに公安警察や情報保全隊がどのようにして情報を収集するのかは明かさないとして、公安警察や情報保全隊がこれまで行つてきたような尾行や張り込み、聞き込み、協力者の育成とそこからの情報収集、電話やメールの盗聴などの活動を正当化するのである。しかし、これに反する場合の歯止めは全く用意されていない。規制する勧告や命令に違反した国民は処罰されるのに、必要最小限度を超える個人情報保護の侵害や、必要以上の利用規制を犯した国や内閣総理大臣には、何のお咎めもないのである。この条文（第3条）は何の歯止めにもならない。

職務執行法（第1条第2項）にも、軽犯罪法（第4条）にも、あるいは屋外広告物法（第29条）にもある。これらは、このような権限濫用禁止規定がある。これらは、このように権限濫用禁止規定があつても弾圧に使われる法律なのである。

すなわち、この法律第3条は、権力の暴走を抑制する規定ではなく、この法律が国民の権利侵害を行う法律であること、そして弾圧の口実となりうる法律であることを、自白している規定である。

【注】警察官職務執行法第1条第2項

この法律に規定する手段は、前項の目的（注：警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行する）のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

軽犯罪法第4条

この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

屋外広告物法第29条

この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

キ 「その他の関係者」

先に述べたように、第7条は、内閣総理大臣が関係行政機関や関係地方公共団体の長に対し、土地等の利用者その他の関係者に関する情報を提供させるものである。また、第8条は、調査の結果、内閣総理大臣が土地等の利用者その他の関係者に対し、その土地等の利用に関し報告又は資料の提供を求めることができるることす

る。それに違反すると罰則があるので前述のとおりである。

ところで、この二つの条文が言う「土地等の利用者」については、第4条第2項第4号で「所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう」と定義されている。つまり、土地や建物の所有者と、賃貸借契約などによつて法的な利用権限を有する者ということである。

しかし、ここで登場する「その他の関係者」の定義規定はこの法律のどこにもない。これは極めて危険なことである。「その他の関係者」がどのような者をいうのかということについて、国会審議では、所有者等が法人の場合はその役員であるとか、土地等の利用者と共同で土地等を利用している者であるとか、土地等の利用者と契約して工事を行う業者や下請業者などが例として示された。であれば、法にそのような例示をすべきではないかと追及されたが、政府はこれを頑なに拒否した。政府のこの答弁は、そのように想定しているだけであり、何らの制限もないということである。

現実的に考えれば、例えば、その土地や建物から基地を監視したり、基地反対運動をする者は、所有権その他の権原がない者もいるが（むしろそれが多数であろう）、彼らは「その他の関係者」となり

う。この法律は、先に触れたように提供を求める情報は政令で定めるところが、「その他の関係者」を政令で定めることはしていない。限定をしていないどころか、限定するつもりもないのです。

では、「その他の関係者」という規定はどういう意味を持つのか。

まず国は、調査対象の土地等の利用者（Aさんとする）に関して情報報告等を求めるべき「その他の関係者」がいるかどうかを調査することになる。それはすなわち、この規程 자체が所有者や利用者の交友関係を調査する根拠となるということである。

「その他の関係者」（Bさんとする）が「情報提供等を求めるべきその他の関係者」になるかどうかを判断するためには、さらにその「その他の関係者」自身（Bさん自身）を調査しなければならない。そして、その調査の課程で、その「その他の関係者」（Bさん）にさらに別の「その他の関係者」（Cさん）がいれば、その別の「その他の関係者」（Cさん）も調査することになる。

このように、「その他の関係者」については何らの限定もなく、「その他の関係者」に該当するかどうかの判断は内閣総理大臣に任せられているし、どこまで

ていくのである。

すなわち、調査・監視対象者は、際限なく拡大していくことになる。

ク 「その他必要な措置」

内閣総理大臣は、注視区域内の土地等の利用者に、その土地等を重要施設等の施設機能などを阻害する行為に供しないこと「その他必要な措置をとるべき旨」を勧告し、命令できる（第9条）。前述のように、これに違反すれば2年以下の懲役、200万円以下の罰金である。

したがって、「その他必要な措置」は刑罰権発動の構成要件となるが、どのようなものがそれに該たるのかの例示も基準もない。有識者提言にもその例示はない。国会審議でも明らかにされなかつた。結局、その措置の内容の決定も、審議会の意見を聴くとはあるものの、内閣総理大臣にフリー・ハンドに与えられている。そして、「その他必要な措置」をするよう勧告・命令された者は、そのような勧告を受けるまではどんなことをすればよかつたのか分からぬ。国民の行動の自由が後付けで制限されるのであり、それに違反すれば処罰されるのである。

ケ 「特に重要なもの」

第12条は特別注視区域指定の条文であるが、その指定の基準となる「特定重要施設」は「重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの」ということがひとつつの指標となつてゐる。

しかし、何が「特に重要」かの基準はないとする。

有識者提言では、司令部機能を有する防衛施設など安全保障の觀点から特に重要性が高いものとの例示があるが、法律では、その例示も基準もない。次に述べるように、国会審議で政府はその例示を法に規定することを拒否した。

(2) 防衛施設の指定についての問題點

第2条第2項第1号で、重要施設のうちの防衛施設を定義しているが、それは自衛隊の全施設と、米軍の場合は提供されている施設及び区域の全部としている。

国会審議では、注視区域の対象として「機能を阻害される用に供されることを特に防止する必要があるとの要件に該当し得る」自衛隊施設として、①部隊等の活動拠点となる施設、②部隊等の機能支援を行う施設、③装備品の研究開発を行う施設、④我が国の防衛に直接関連する研究を行なう施設といった施設が指定の検討対象となると答弁した。除外されるのによると答弁した。

また、特別注視区域指定としては、①指揮中枢機能及び司令部機能を有する施設、②警戒監視、情報機能を有する施設、③防空機能を有する施設、④離島に所在する施設をあげた。その数約百数十にのぼるということである。

しかし、法律には、以上のような選定の基準は明記されていない。全て政府の判断に委ねるのである。

これまで防衛省が自衛隊施設隣接土地

の状況を調査した施設は、全部で637あった。調査すべき施設であるから調査したのである。したがつて、今後ここまで拡大することをこの法律は許容している。

さらに、米軍専用施設については、自衛隊施設同様に米軍の住宅施設は指定対象外なのかとの質問に対し、それは日本が決めるではなく、米軍の意向を聞いて決まるとして、対象外であるとは答弁しなかつた。ここにも法律が指定基準を決めていない弊害が表れている。

ドローン規制法改悪で防衛施設が対象施設となつたが、それでも自衛隊施設の全施設や在日米軍施設及び区域の全部を対象とはしていない。ドローン規制法改悪の際の法案審議では指定の基準が不明確だと追及され、防衛省は「全部の施設は指定しない、重要施設を選定する」旨答弁した。そして現在指定されている自衛隊施設は司令部機能のある施設と飛行場関係施設となつてゐる（2021年8月段階では104施設）。

前述のように、この法律で指定するのは、ドローン規制法で現在指定している施設よりもさらに拡大される。また、ドローン規制法での米軍基地指定は、現時

点では30施設だけの指定であるが（沖縄では12施設）、自衛隊施設と同様な基準はなく米軍の意向によるのを前提とするのであるから、場合によれば全施設が対象となる可能性がある。

また、米軍については、自衛隊と異なる提供「施設」のみが対象ではなく、注視区域や特別注視区域の範囲はさらに拡大され、提供「施設」も対象となつてお

り、提供「施設」の範囲はさうに拡大

することを禁じる規定はない。

こうして、国民・住民の個人情報の収集や権利制限の網が大きく広げられていく。

(3) 地域や市民の分断

第8条は「重要施設」周辺や国境離島の土地・建物の所有者や利用者の利用状況を調査するため、「利用者その他の関係者」に情報提供を義務付けている。

その「利用者その他の関係者」は情報提供を要請に従わなければ処罰されるので、基地や原発の監視活動や抗議活動をする隣人・知人や共に活動する仲間の個人情報を提供せざるを得なくなる。すなわち、密告であり、分断である。

しかも、国会審議で政府は、住民から情報提供を受ける窓口を設置するとした。密告を奨励するというのである。

これは隣人や友人、共に活動をしてい

る人々を疑心暗鬼にさせ、地域や市民活動を分断するものであり、市民活動の自己規制にもつながる。

(4) 審議会には期待できない法律は、土地利用状況審議会を設置するとして、審議会のために第14条から第20条までを充てている。

審議会は、生活関連施設の指定、注視区域の指定、注視区域内の土地等の利用者に対する勧告、特別注視区域の指定などについて、内閣総理大臣に意見をいうことができる。しかし、内閣総理大臣は、審議会の意見を聞く必要があるが、その意見には拘束されない。これは、第7条2項が内閣総理大臣から情報提供を求められた関係行政機関の長その他の執行機関は情報提供を拒否できないという規定と比較すれば明白であり、審議会はあっても「形だけ」ということができる。

しかも、審議会の委員は政府が決めるのであり、国会の承認を得る必要はない。国会で政府は、内閣総理大臣が責任を持つて選任するので信用してほしいとしか答えたなかった。

沖縄の辺野古新基地建設における防衛省の技術等検討会や環境監視等委員会は、常に防衛省の方針を追認するだけの存在であると批判されているし、実態もそうなつてきている。最近問題となつている珊瑚の移植についても、沖縄県は海水温が高い夏場の時期には移植作業はするなどとい

う条件をつけて移植の許可をしたが、沖縄防衛局はそれを無視して直ちに移植作業に着手した。そもそも珊瑚の移植技術は確立されておらず、移植によって死滅する例が殆どであるし、夏場は珊瑚により大きなストレスがかかるとされている。しかるに、環境監視等委員会は、これまでの移植も、現時点の移植も、問題なしとして、防衛省の行うことには何ら科学的な根拠を持つ制限を加えようとはしない。

しかし、内閣総理大臣は、本法律の審議会も同じ轍を踏むことが十分予想される。

(5) 中央集権国家化

法律では、注視区域や特別注視区域は内閣総理大臣が指定するとしているが、その指定の際には、関係行政機関の長と協議をし、審議会の意見を聞くことになつて、国会でも、政府は、地方自治体との協議を丁寧にする旨答弁した。あたかも、地方自治体などの意見を聞くことになつてある。

しかし、内閣総理大臣は意見を尊重するかも、地方自治体などの意見を聞くことになつてある。

(6) 個人情報保護法制の崩壊

注視区域や特別注視区域の指定によつて当該区域を有する地方自治体は、その地方自治体独自の都市計画その他の施策

に影響を受ける。不動産取引にも影響を及ぼすから、経済政策や税収にも影響が出る。しかし、仮に地方自治体が区域指定に異を唱えてても、内閣総理大臣はそれに拘束されず、区域指定ができるのである。

さらに、第7条第1項により、内閣総理大臣は、調査対象者に関する情報の提供を関係地方公共団体に求めることができるが、同条第2項でそれを求められた関係地方公共団体はその情報提供に応じるべきが、同条第2項でそれを求められたが、同条第2項でそれを求められた関係地方公共団体はその情報提供に応じなければならないとされており、先に述べたように、情報提供は「求め」ではなく「命令」である。当該関係行政機関や関係地方公共団体には、その保有する個人情報を当初の個人情報収集の目的外に提供していくかどうかを判断するな、といふわけである。

また、情報提供や資料提供は第22条でも重ねて規定しているが、先に述べたように、第22条は注視区域の指定には関わらず、内閣総理大臣が資料提供や情報提供を求める根拠規程となる。

このように、この法律は、本来、国と地方自治体は対等であるという憲法の地方自治の原則をも破壊し、内閣総理大臣を頂点とする中央集権国家を指向している。この法律は、個人情報を保有するに際しては、当該個人にその個人情報の収集についての同意を得、目的外使用については当該個人の同意を得ると確約している。ところが、この法律では、内閣総理大臣が個人情報を収集するについて、当該関係行政機関や関係地方公共団体がその保有する個人情報を目的外提供していいかどうかを判断することができないだけでなく、当該個人からの不服申立て等の手段も用意されていない。

すなわち、当該個人が知らないままに内閣総理大臣が勝手にあらゆる個人情報を収集できるのである。また、内閣総理大臣が個人情報を収集するについて、その適否を判断する機関も用意されていない。

国会審議で政府は、個人情報の内閣総理大臣への提供という目的外使用は、それぞれの個人情報保護法が「法律に定めがある場合」には許容しているので問題はない」と答弁した。その目的外提供を許容する「法律の定め」がこの法律だといふのである。しかし、これまで個人が行政機関等に個人の情報を提供した際には、この法律はなかつた。「後出しジャンケン」の典型である。そもそも、法律を作れば何でもできるというのは、権力の傲慢さそのものである。

さらに、個人情報は、民間事業者、行

政機関、独立行政法人の3つ別々に分散化され、できるだけ集約されないようにするという保護の制度がある。しかしこの制度も危険にさらされている。やはり多くの批判を無視して成立したデジタル庁関連法は、これを一元化し、国家が個人情報を管理することになるという危険性を持つものである。

そして、本法律はそれに加えて、施設機能や離島機能を「阻害する」おそれの有無を判断するために、当該個人のあらゆる情報を内閣総理大臣が収集して、整理し、利用するというものであり、個人情報保護法制を崩壊させるものである。

(7) 区域指定についての不服申立ての手段がない

注視区域や特別注視区域に指定されると、その区域内の土地等の利用者「その他関係者」には、前述のような多大な不利益が発生する。刑罰の対象となることもある。土地等の取引にも重大な影響を及ぼす。

そうだとすれば、権利制限を受ける国民の側から、それらの区域指定に対しても不服申立てができるようになりますが、この法律にはその方法は定められていない。

なお、小型無人機飛行禁止法（ドローン規制法）では、飛行禁止や制限区域指定の基準も、禁止や制限区域での飛行申請に対する同意の基準も明らかではなく、

(8) 第9条に基づく勧告や命令に対する行政不服審査制度も無意味となる

内閣総理大臣は、注視区域内の土地等の利用者等の利用が、重要施設や離島の機能を阻害するものであるとか、阻害する明らかなおそれがあると認定すれば、第9条により、審議会の意見を聴いた上で、その土地利用者等に対し、そのような利用を禁止するとかその他の必要な措置をとるようせよと勧告し、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないとときは、従えと命令し、この命令に違反すると处罚する。すなわち、土地の利用者は勧告や命令を受けたということだけで、重大な不利益を被ることになる。それは国的一方的な判断であるから、それが正当かどうかについて不服申立てができるようにしなければならない。

この勧告や命令に対する不服申立て手段については、この法律自体には規定はないが、国会審議で政府は、行政不服審査法の手続でこれを行ふことができると言弁した。

しかし、行政不服審査の手段があるから安心かというと、そうとは言えない。

国会審議で政府は、機能阻害行為に対する不服申立て方法は規定されず、するという保護の制度がある。しかしこの制度も危険にさらされている。やはり多くの批判を無視して成立したデジタル庁関連法は、これを一元化し、国家が個人情報を管理することになるという危険性を持つものである。

内閣総理大臣は、注視区域内の土地等の利用者が、重要施設や離島の機能を阻害するものであるとか、阻害する明らかなおそれがあると認定すれば、第9条により、審議会の意見を聴いた上で、その土地利用者等に対し、そのような利用を禁止するとかその他の必要な措置をとるようせよと勧告し、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないとときは、従えと命令し、この命令に違反すると处罚する。すなわち、土地の利用者は勧告や命令を受けたということだけで、重大な不利益を被ることになる。それは国的一方的な判断であるから、それが正当かどうかについて不服申立てができるようにしなければならない。

この法律による措置を実施するに当たっては、個人情報の保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するためには、自衛隊の情報保全隊訴訟における防衛省や、大垣警察市民監視違憲訴訟における警察庁や岐阜県警察の訴訟遂行態度として行われている。そして、残念ながら、行政不服審査手続内では、国のそのような態度が許容されてしまうであろう。そして、結局は、内閣総理大臣の勧告や命令は、なぜそれが必要かは分からぬが、とにかく必要があるのだ、とされるであろう。

(なかまつ まさと／弁護士、「辺野古ドローン規制法対策弁護団」)

編集部注：前号は、「6. 法律としての問題点」の「カ、i」内閣総理大臣に全て委ねるまでを掲載しました。今号は、〈同、ii〉思想にまで及ぶ調査を正当化する以下、「6.」を最後まで掲載します。全体構成はNo.444の15頁を参照。

国会審議で政府は、機能阻害行為について、例えば妨害電波を照射したことで実際に機能阻害が行われたか否かを明らかにすれば、防衛能力の脆弱性を明らかにすることになるし、同様の行為や類似行為を誘発することになるので、それは明らかにしない、と、頑なにその態度を崩さなかつた。そうすると、勧告等を受けた際に、受けた者が、それによって禁止あるいは規制される行為がどうして機能阻害行為になるのかといふら問うても、政府の側は、それに対する具体的な回答はせずに、「とにかく内閣総理大臣が審議会の意見を聞いて決めたことだから、どのように機能を阻害するのかは言えなが、機能阻害にあたる」という対応に出ることになる。このような、内容を明確にしたうよう国との対応は、実際に、自衛隊の情報保全隊訴訟における防衛省や、大垣警察市民監視違憲訴訟における警察庁や岐阜県警察の訴訟遂行態度として行われている。そして、残念ながら、行政不服審査手続内では、国のそのような態度が許容されてしまうであろう。そして、結局は、内閣総理大臣の権限行使を抑制しようとする。

のである。

そして、このことは、命令違反で刑事裁判となつた場合も、禁止された行為がどうして阻害行為に該当するかどうかわからないまま処罰されるということにも同じことが予想されるが、まさしく暗黒裁判である。

(9) 権限行使抑制規定も歯止めにはならない

第3条は、「内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報の保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するためには、最小限度のものとなるようにならなければならない」と規定し、内閣総理大臣の権限行使を抑制しようとする。

（つづく）

（なかまつ まさと／弁護士、「辺野古ドローン規制法対策弁護団」）

編集部注：前号は、「6. 法律としての問題点」の「カ、i」内閣総理大臣に全て委ねるまでを掲載しました。今号は、〈同、ii〉思想にまで及ぶ調査を正当化する以下、「6.」を最後まで掲載します。全体構成はNo.444の15頁を参照。

絵本に見るヤングケアラーの問題

林 伸一

1.『父さんがかかる日まで』

モーリス・センダックの英語の絵

本『OUTSIDE OVER THERE』

をアーサー・ビナードは、『父さん

がかかる日まで』(2019、偕成社)

というタイトルで日本語に翻訳して

いる。同書の中で母親が、ほんの一

瞬赤ん坊をほつたらかしにしただけ
で赤ん坊が誘拐され、死に至ること

も考えられる危機に陥った。育児放

棄やネグレクトが社会問題となつて

いる中で、子どもにこの絵本を読み

聞かせている母親が、これは自分の

ことではないかと考えることもある

だろう。育児ノイローゼになつてい

る母親が、同書をするかもしれない

ない。

また、同書に一切姿を現さない父

親は、母親と主人公の少女アイダに

育児と家事を任せて航海に出て、い

つ帰るかもわからない船乗りの仕事

をしている。男は外で仕事、女は内
育児と家事を任せて航海に出て、い
つ帰るかもわからない船乗りの仕事
をしている。男は外で仕事、女は内

で家事と育児という性的役割分業の
固定化を絵に描いたような絵本と
なっている。

作者のセンダックも親が不在の家
庭で育つた。「両親がどちらも仕事
に追われていて時間がなかつたた
め、私は否応なしに姉に押しつけら
れてしまった」としている。また、
同書では、アイダが最初から最後ま
で裸足で登場する。まだ歩けない赤
ん坊の妹が裸足であるのは、自然だ
としても、妹の面倒を見ている姉が
裸足なのは「子どもの貧困」を考え
させられる。ホルンを持っていたり、
番犬を飼つていたり、家具や調度品
が立派に見えることから、裕福な家
庭にも見えるが、アイダは学校に
通つているのか、読み書きは教えら
れているのかは、不明である。

訳で『Heartbreak Hill』(202
0、岩崎書店)というタイトルで出
版された。

貧しい村の娘あやが山菜採りに山
に入つて、道に迷い、気づくと一面
に花が咲いている。山姥やまなばが言うには、
あやが晴れ着を我慢して、妹のため
に譲る、良い行いで森に一輪の花が
咲いたという訳だ。そこに広がる花
はそれぞれ、村人のがまんや良い行
いの証なのだという。斎藤隆介と滝
平二郎の『モチモチの木』もビナーダ
氏の英訳で出版された(2021、
岩崎書店)。

『花さき山』は、2019年1月18
日のNHKの「あさイチ」という番
組で紹介されている。同番組のゲス
トとして元厚生労働省事務次官の村
木厚子氏が出演し、「人は、何もつ
ていなくても何かをすることができる。
そうして咲いた『花さき山』の
花は、その人自身を励まし、強くす
る」と冤罪で164日間の拘留中に

支えになつた本として推奨している。

厚労省を退職後、村木氏は、若い
女性への支援活動に携わり、女性の
労働について同番組でも語つたとい
う。『花さき山』の中の主人公あや
は妹のために新しい着物を諦めたり、
一人で山に山菜採りに出かけたりと
「子どもの貧困」とヤングケアラー
の問題を抱えているように見える
が、その点について村木氏はどのよ
うに考えているのであろうか。

ヤングケアラーとは、家族の介護
やケア、身の回りの世話を担う18歳
未満の子どものことである。小学校
の光村図書の道徳の教科書にも『花
さき山』がとりあげられているが、
妹思いで家業を手伝う美談として終
わらせていいのだろうかという疑問
が残る。

「子どもの貧困」に起因して海外
ではゲリラ組織の少年兵にさせられ
ることが問題視されている。日本でも
「子ども食堂」などの対策は試み
られているが、学習や進学の問題な
どとても十分とは言えない。

2.『花さき山』

番犬を飼つていたり、家具や調度品
が立派に見えることから、裕福な家
庭にも見えるが、アイダは学校に
通つているのか、読み書きは教えら
れているのかは、不明である。

『花さき山』の「あさイチ」
ではゲリラ組織の少年兵にさせられ
ることが問題視されている。日本でも
「子ども食堂」などの対策は試み
られているが、学習や進学の問題な
どとても十分とは言えない。

(はやし しんいち／「山口の
朗読屋さん」代表)

斎藤隆介／文・滝平二郎／絵の『花
さき山』がアーサー・ビナードの英
訳で出版された(2021、岩崎書店)。

米国が朝鮮を核兵器保有国に仕向けた（下）

—米バイデン政権の対朝鮮政策と朝米関係—

嚴 章 範

（前号よりつづく）

●制裁続けて無条件交渉とは大ペテン師の手口

これまで指摘したように、就任から100日間かけて見直してきたと宣伝する、バイデン政権の朝鮮に対する「新しい政策」なるものは、米国の歴代政権と比べ何ら目新しいものはない。その根幹はかれらが固執しつつ一貫して追求してきた対朝鮮敵視政策であり、今後とも核兵器を中心とする軍事力による朝鮮への威嚇をあくまで続けるということだ。

朝鮮中央通信によれば、6月17日に開かれた朝鮮労働党中央委員会総会で、金正恩総書記は対米政策で「対話にも対決にも備えねばならず、特に対決には抜かりなく備えねばならない」と語つたといふ。バイデン政権発足後、金総書記が対米方針を公に表明するのは初めてのこととされる。

これに対し、米国側は「興味深いシグナルだ」（サリバン大統領補佐官）と反応し、6月19日から23日まで韓国を訪問していた米国のソン・キム朝鮮担当特別代表が「前提条件なしにいつでもどこでも会う」と朝鮮に呼びかけた。

ところが、ソン代表は朝鮮への「制裁は維持」しながら、「前提条件なしの対話に応じろ」という。これでは、相手を威嚇し殴り続けながら、無条件で話し合おうというのに等しく、外交の手順やイロハもまったく無視した傲慢な態度であるべきだ。

そして、米韓両軍は8月10日から26日まで、合同軍事演習を強行した。

朝鮮側は、米国が韓国との合同軍事演習の完全廃止や制裁解除など一切の朝鮮敵視政策を撤回しない限り、対話に応じることは到底できない。

の金与正副部長が6月22日の談話で「誤った期待は自らを大きな失望に陥れる」と警告した。

朝鮮外務省の崔善姫第一外務次官もすでに3月17日に発表した談話で、米国側の「敵視政策が撤回されない限り、いかなる接触や対話にも応じない」との立場をきっぱりと強調していた。

また、李善權外相も6月23日、朝鮮中央通信を通じた談話で「わが外務省は党中央委員会副部長（金与正氏のこと）の談話が米国の性急な評価と憶測、期待を一蹴した」と歓迎し、「われわれは時間だけを費やす無意味な米国とのいかなる接触も可能性も考えていない」と対話に応じる考えがまつたくないことを示した。

トランプ前大統領は、2017年9月19日の国連総会の演説で、朝鮮に非核化を要求し、応じなければ「朝鮮を完全に破壊するしか選択肢がなくなる」などとあからさまな恫喝を加えた。

バイデン政権の新たな「朝鮮政策」なるものが、朝鮮戦争以来70年間にわたり一貫して朝鮮を敵視し、朝鮮への核兵器による恫喝を繰り返してきたがゆえに、朝鮮は民族の尊厳と自決権を守るためにやむなく核兵器・ミサイル開発に踏み出したこと。

無条件の対話再開を呼びかけるバイデン政権に対して、朝鮮労働党中央委員会

み切ったのであって、他国を核兵器で脅すことなどは一切ないのである。朝鮮を核兵器保有国に仕向けてのは米国ではないか。つまり、米国が朝鮮への核恫喝を執拗に続けてきたことにより、朝鮮の核兵器開発を促す結果となつたのである。

朝鮮建国以来、一貫して朝鮮を敵視してきた米国の歴代政権とバイデン政権は、その歴史的教訓を何一つ学ばず、それを生かそうとしない。

た大陸間弾道ミサイル（火星15型）の試験発射に成功したとして、朝鮮の国家核武力の完成を宣言して米国の本土全域がわれわれの核（兵器）打撃射程圏内にあることを明らかにした。

これで、トランプ氏が米国の歴代大統領として初めて朝鮮との首脳会談に応じたのである。朝鮮民主主義人民共和国の金正恩国務委員長とアメリカ合衆国のドナルド・特朗普大統領が2018年6月12日、シンガポールで歴史的な首脳会談をおこなつた。この朝米首脳会談について、トランプ氏は今年6月5日、アメリカ南部ノースカロライナ州で開かれた州共和党大会で「2017年1月大統領就任時は、米朝間の戦争は不可避免だと言っていた。核戦争の話だ。だが、われわれは関係を築いてうまくやつた」（毎日新聞2021年6月7日付）などと自賛している。

朝米敵対関係の根本原因是、朝鮮戦争で両国は停戦したにもかかわらず、その後70年間も経過した現在も戦争状態が続いていることにある。つまり、米国がこの戦争状態に終止符を完全に打つ態度・方針を朝鮮に誓約し、そのための具体的行動を起こさない限り朝米敵対関係も終わらないのである。

金正恩総書記は今年1月の朝鮮労働党中央第8回大会で、「米国で誰が権力の座に就いても米国という実体と対朝鮮政策の本心（真意・狙い）は絶対に変わらない」と指摘している。そして、同総書記は、

新しい朝米関係樹立の要は米国が対朝鮮敵視政策を完全に撤回することにある、としている。そして、強対強、善対善の原則に基づいて米国に対応するとして、対米戦略目標を「朝鮮革命発展の主な障害で、最大の主敵の米国を制圧し屈服させる」ことにあるとした。また、「米国

の対朝鮮敵視政策はより甚だしくなつてゐる。現実は国家防衛力を強化してこそ米国の軍事的脅威を抑止して朝鮮半島の平和と繁栄をもたらすことができる」と

●米国による朝鮮の政権転覆・非核化策は失敗

バイデン政権は、前政権のようなトップ会談方式ではなく、外交交渉で進めようとしている。しかし、米国は対朝鮮敵視政策を撤回しない限り朝鮮とのいかなる接触や対話をも望めないし、朝米敵対関係が今後とも続くことがまるで理解できていない。かれらは、ただ圧力をかけさえすれば、朝鮮が必ず対話を請うてくると頑固に思い込んでいる。

そして、今、国家防衛力は敵対勢力の脅威を領土外で先制して制圧できる水準に達しており、最強の核戦争抑止力を備蓄し強化している、とした。

報告では、こうした国家防衛力強化の計画を公開した。それによると、核技術をいつそう高度化し核兵器の小型・軽量化をさらに発展させ、多弾頭技術を完成させ近いうちに極超音速滑空飛行弾頭を開発導入する、とした。

さらに、新型原子力潜水艦と水中発射型核戦略兵器を開発・保有する課題を進めていることを明らかにした。このように高度化の方向を明らかにした朝鮮の核武力は、世界最強の核大国である米国を相手にした核戦争抑止力である。それは、米国が朝鮮を相手に戦争をできないよう相手にした核戦争抑止力にほかならない。

最大の主敵・米国に対し、朝鮮はこうして国家防衛力を強化し、朝鮮半島との周辺で米国を制圧しようとしているのである。

米韓合同軍事演習が強行されたからである。その内容は、米韓両軍による先制攻撃で朝鮮のピヨンヤンを占領し、朝鮮の首脳部を除去する斬首作戦（5015作戦）である（「自主時報」より）。

これに対し、朝鮮労働党中央委員会の金正副部長が、米国向けの次のような委任による談話を発表した。「この度の危険な米韓合同軍事演習はわが国を力で圧殺しようとする米国の大統領の対朝鮮敵視政策の最も集中的な表現である」とし「われわれの警告を無視し強行する合同軍事演習は、必ずその代価を払うことになる自滅的行動である。必ず自ら最も厳しい安保機に直面するだろう」と。

「最も厳しい安保危機に直面する」という意味を巡り、同談話は「われわれは、日々増しに増大する米国の大統領の軍事的威嚇に対するための絶対的な核抑止力、すなわち、われわれに反対するいかなる軍事的行動にも迅速に対応できる国家防衛力と強力な先制攻撃能力をさらに強化することにいつそう拍車をかける」と語っている。これは、すでに朝鮮労働党中央第8回大会で明らかにされたように、米国に対し、朝鮮が引き続き核武力を強化する意志を表明したものである。

朝鮮半島に和平が訪れるようになるには、米国が南北朝鮮から核兵器をはじめ侵略戦争演習を強行して緊迫状態をつくり、通信連絡線は、北南首脳の合意により今年7月27日に復元された。

ところが、この時期に米バイデン政府と韓国文在寅政府は米韓連合軍による北侵戦争演習を強行して緊迫状態をつくり、朝鮮半島情勢を破局に追いやる事態が起きたため、この通信連絡線も実際に機能しなくなつた。8月10日から26日まで

鮮半島情勢を極度に悪化させる禍根は絶対に除去されない、としている。

統いて、翌8月11日には、朝鮮労働党中央委員会の金英哲^{キム・ヨンチョル}部長が韓国向けの談話で南朝鮮が北南関係改善ではなく、対決の道を選択したと批判している。その中で同部長は「われわれは北南関係改善の機会を（南側）自らが喪失し敵対行動で答えてきた以上、その対価・償いが何であるかを南当局にはつきり理解できるようとする」と指摘した。そして、南当局自らがどんなに危険な選択をしたのか、自らがどんなに厳しい安保危機が間に迫つているかを時々刻々感じられるようにする、と警告した。

この警告が何を意味するのか。7月30日付労働新聞によれば、金正恩総書記は7月24日から4日間行われた朝鮮人民軍指揮官講習会で次のように述べた。

「敵対勢力が侵略戦争演習を強化し、わが国を先制攻撃する能力を拡大し、軍備を増強している状況は、緊張激化の循環を根源的に（断ち切り）終息させようとするわが軍の決心と闘志をいつそう激発させており、戦争に対処する準備を完成させる」。これは、強力な軍事力で対応する準備は完成したということである。

こうした中で、朝鮮国防科学院が、9月11日と12日に新型長距離巡航ミサイルの試験発射を成功裏におこなったと発表した。この巡航ミサイルは、朝鮮の領土と領海上空に設定された橿円及び8の字型の軌道に沿つて2時間10分飛行して1500キロ先の標的に命中した、と言われる。

次いで、朝鮮中央通信によると、朝鮮人民軍の鉄道ミサイル連隊が検閲射撃訓練を実施した。今回の訓練は、実戦に初めて導入された鉄道機動ミサイルシステムの実用性を実証する目的でおこなわれた。軌道上の鉄道車両から発射されたミサイルは、朝鮮東海上800キロの水域に設定された標的を正確に打撃した、といふ。

この警告が何を意味するのか。7月30日付労働新聞によれば、金正恩総書記は7月24日から4日間行われた朝鮮人民軍指揮官講習会で次のように述べた。

「敵対勢力が侵略戦争演習を強化し、わが国を先制攻撃する能力を拡大し、軍備を増強している状況は、緊張激化の循環を根源的に（断ち切り）終息させようとするわが軍の決心と闘志をいつそう激発させており、戦争に対処する準備を完成させる」。これは、強力な軍事力で対応する準備は完成したということである。

この警告が何を意味するのか。7月30日付労働新聞によれば、金正恩総書記は7月24日から4日間行われた朝鮮人民軍指揮官講習会で次のように述べた。

「敵対勢力が侵略戦争演習を強化し、わが国を先制攻撃する能力を拡大し、軍備を増強している状況は、緊張激化の循環を根源的に（断ち切り）終息させようとするわが軍の決心と闘志をいつそう激発させており、戦争に対処する準備を完成させる」。これは、強力な軍事力で対応する準備は完成したということである。

こうした中で、朝鮮国防科学院が、9月11日と12日に新型長距離巡航ミサイルの試験発射を成功裏におこなったと発表した。この巡航ミサイルは、朝鮮の領土と領海上空に設定された橿円及び8の字型の軌道に沿つて2時間10分飛行して1500キロ先の標的に命中した、と言われる。

次いで、朝鮮中央通信によると、朝鮮人民軍の鉄道ミサイル連隊が検閲射撃訓練を実施した。今回の訓練は、実戦に初めて導入された鉄道機動ミサイルシステムの実用性を実証する目的でおこなわれた。軌道上の鉄道車両から発射されたミサイルは、朝鮮東海上800キロの水域に設定された標的を正確に打撃した、といふ。

この訓練を指導した朝鮮労働党中央委員会の朴正天^{パク・ジョンヘン}書記は、同党第8回大会が示した方針に従つて鉄道ミサイルシステムを実戦に導入したのは、戦争抑止力の強化にきわめて大きな意義を持つ、と指摘した。

この訓練を指導した朝鮮労働党中央委員会の朴正天書記は、同党第8回大会が示した方針に従つて鉄道ミサイルシステムを実戦に導入したのは、戦争抑止力の強化にきわめて大きな意義を持つ、と指摘した。

この訓練を指導した朝鮮労働党中央委員会の朴正天書記は、同党第8回大会が示した方針に従つて鉄道ミサイルシステムを実戦に導入したのは、戦争抑止力の強化にきわめて大きな意義を持つ、と指摘した。

米国内にさえこうしたきわめて時宜にかなつた合理的かつ妥当な主張・論調が出来ている状態を歓迎する。日本の人々も、こうした論調を是非注目してほしい。そして、当面する朝米関係及び朝日関係と日本韓の動向に関心を寄せ、朝鮮半島の恒久平和実現へ向けて何が必要で、どう対処すべきかを真剣に考え、できるところから声を上げ、行動に移すことが重要ではないだろうか。

（オム・ジャンボム／朝鮮の平和統一運動家、山口県下関市在住）

米国内にさえこうしたきわめて時宜にかなつた合理的かつ妥当な主張・論調が出来ている状態を歓迎する。日本の人々も、こうした論調を是非注目してほしい。そして、当面する朝米関係及び朝日関係と日本韓の動向に関心を寄せ、朝鮮半島の恒久平和実現へ向けて何が必要で、どう対処すべきかを真剣に考え、できるところから声を上げ、行動に移すことが重要ではないだろうか。

（オム・ジャンボム／朝鮮の平和統一運動家、山口県下関市在住）

これは、韓国や日本への米軍駐留が、米国の兵器・軍需産業資本に莫大な利益獲得の絶好の機会を提供し、日韓両国政府から膨大な国家資金（つまり人民からの血税）を強奪しているということである。

米国による朝鮮の政権交代・非核化政策がことごとく失敗し、朝鮮の核兵器開発が急速に進んで核兵器とミサイル体系を確立している実際を考察するなら、米国の対朝鮮政策は完全に失敗したと言え。このため、同ニュースサイトは「バイデンが、本当の非核化、朝鮮半島と地域の恒久平和をめざす政策を打ち出すことが望まれる」と指摘している。

『1987、ある闘いの眞実』

チヤン・ジユナン監督

評者 鈴木右文

「1987、ある闘いの眞実」（二

〇一八）は、全斗煥大統領軍政下の民主化闘争の実話をサスペンスフルに描いた韓国の社会派作品である。

軍政下の韓国で北分子が疑われる人物を過酷に取り調べる脱北者の警察人が、拷問でソウル大の学生を死なせてしまい、そのもみ消しを図る当局と疑問を抱いた側との壮絶な闘争の物語である。

疑問を抱いた側には現職の検事、政治犯を収容している刑務所の所長や看守、新聞記者などがいる。それぞれが市井の民主化活動家と命がけで結びついて告発を図る。

また看守の姪はいわゆるノンボリだが、事情も知らずに政府側の情報を手配中の活動家に届ける役をさせられているが、やがて自分も当局の脅かしを受け、恋心を抱いた反軍政の男子大学生を通じて当局への反発を覚えるようになり、最後は民衆の先頭に立つひとりとなる。その男子

学生は催涙弾が当たり死亡した。

拷問、脅迫、滅共のためなら何を

してもいいという時代の怖さがひし

ひしと伝わってくる。拷問死した学

生の事件が検事その他の活躍で明る

みに出て、民主化闘争は全国的に沸

き上がり、脱北者の警察人が逮捕さ

れる事態となつた。

これは全斗煥政権の終焉のきつか

けとなつた事態を描いたもので、光

州事件（本コラム213回の「タク

シー運転手 約束は海を越えて」を

参照）で描かれた第五共和国時代の虐殺圧政の時代の終焉が、いかに民

衆によつて勝ち取られたのかをまざ

まざと示すものだ。民主化を勝ち取

る経験の乏しい日本に対し示唆に

富む作品だ。

「タクシー運転手」で氣概のある光州市の運転手を演じたユ・ヘジンが看守を演じたのも興味深い。

（すずき ゆうぶん／九州大学

言語文化研究院教員）

※お知らせ

▼連載中の哲野イサク氏「原爆」は編集の都合により次回に順延します。

△編集後記

▼あつという間にもう年末ですが、いかがお過ごしでしょうか？

一昨年の年末からはじまつた日本における新型コロナ感染、2年をへ

てこの秋ようやく下火となり、社会活動もやつとまともに再開できるか

とおもつていた矢先、またもや新変異株の流行が始まりました。

「オミクロン株」と命名され、瞬

く間に全世界に拡大が始まつていま

す。人の細胞にとりつく突起部分に

30数個の変異があつて、従来のワク

チンが効きにくくなり、感染力も強

くてデルタ株が急速にオミクロン株に置き換わつてゐるようです。アフ

リカや欧米での流行が急速なようで、日本での対策も急がれます。

▼第5波までのコロナ禍で国民が

蒙つた被害が癒される間もなく、第

6波に襲われると、まさに生存の危機に見舞われます。岸田政権には、

「国民生活の安心・安全を確保する」ことを最重点に諸政策をうつてもら

いたいものです。国民生活の「安心・

安全」は、決して軍事力では確保できなものだということは、この2年の経験でイヤというほど身に染みました。

▼菅前内閣の吹聴した有名なスローン「自助・共助・公助」——耳に

するのも嫌なスローン——、結局、弱者を切り捨てるためのスローンだつたことが今では明らかですが、

「国民の命と暮らしを守る」ことは、為政者の最低限の義務です。コロナ禍の中、生活がまともにできないような社会的弱者への公的援助はいくらつもありすぎるとはありま

せん。即座に広く十分に、です。

▼今年も大変お世話になりました。来年もよろしくお願ひいたします。

（編集部N）

反戦情報編集部（代表：永田信男）

〒753-0212 山口市下小鰐2836-9
(T/F) 083-929-3674

山口連絡所
(T/F) 083-902-3030

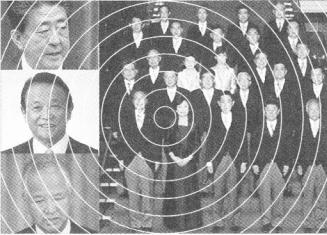
郵便振替口座
普通預金
01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座
福岡銀行箱崎支店
2012672

加入者名 永田信男
E-mail:nagatanobuo@gmail.com

バックナンバー紹介

<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <h1 style="font-size: 2em; font-weight: bold;">反戦情報</h1> <p style="font-size: 0.8em;">2021.11.15 №.446</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>薄氷「勝利」岸田新政権、幹部落選は相づぐ</p>  <p style="text-align: center;">平井 卓也 [自民] 前 香 川</p> <p>前デジタル担当大臣 「接続問題、や「デジタル政策」</p> </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 著者: 平井 卓也 (元内閣官房副長官) 撰文: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) 編集: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 2021年11月15日付『反戦情報』第446号 2021年11月15日発行 (電子版登録番号: 00000000000000000000000000000000) </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <h1 style="font-size: 2em; font-weight: bold;">反戦情報</h1> <p style="font-size: 0.8em;">2021.10.15 №.445</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>岸田新政権、背景に「立憲政治壊の3A」</p>  </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 著者: 岸田 裕司 (元内閣官房副長官) 撰文: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 2021年10月15日付『反戦情報』第445号 2021年10月15日発行 (電子版登録番号: 00000000000000000000000000000000) </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <h1 style="font-size: 2em; font-weight: bold;">反戦情報</h1> <p style="font-size: 0.8em;">2021.9.15 №.444</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>「中国の脅威」口実に要塞化される琉球弧</p>  </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 著者: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) 撰文: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 2021年9月15日付『反戦情報』第444号 2021年9月15日発行 (電子版登録番号: 00000000000000000000000000000000) </div>																												
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <h1 style="font-size: 2em; font-weight: bold;">反戦情報</h1> <p style="font-size: 0.8em;">2021.8.15 №.443</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>五輪続行、感染爆発、医療崩壊は必至</p>  <p style="text-align: center;">これまで ・自宅療養を基本、方針 ・感染者急増中の地域 対応どう変わる</p> </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 著者: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) 撰文: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 2021年8月15日付『反戦情報』第443号 2021年8月15日発行 (電子版登録番号: 00000000000000000000000000000000) </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <h1 style="font-size: 2em; font-weight: bold;">反戦情報</h1> <p style="font-size: 0.8em;">2021.7.15 №.442</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>東京・4度目「緊急事態」、でも五輪は強行</p>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>中綱</th> <th>江戸川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療崩壊</td> <td>34%</td> <td>53%</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>PCR検査</td> <td>5.8%</td> <td>4.3%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>入院率</td> <td>35%</td> <td>42%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>離床率</td> <td>30%</td> <td>27%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>陽性率</td> <td>62%</td> <td>45%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>検査実施率</td> <td>5.8%</td> <td>4.3%</td> <td>4.1%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 著者: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) 撰文: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 2021年7月15日付『反戦情報』第442号 2021年7月15日発行 (電子版登録番号: 00000000000000000000000000000000) </div>		東京	中綱	江戸川	医療崩壊	34%	53%	13%	PCR検査	5.8%	4.3%	3.4%	入院率	35%	42%	38%	離床率	30%	27%	21%	陽性率	62%	45%	50%	検査実施率	5.8%	4.3%	4.1%	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <h1 style="font-size: 2em; font-weight: bold;">反戦情報</h1> <p style="font-size: 0.8em;">2021.6.15 №.441 (創刊40周年記念)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>東京五輪中止決定しコロナ対策に全力を!</p>  </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 著者: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) 撰文: 阿部 勝也 (元内閣官房副長官) </div> <div style="font-size: 0.8em; color: #888; margin-top: 5px;"> 2021年6月15日付『反戦情報』第441号 2021年6月15日発行 (電子版登録番号: 00000000000000000000000000000000) </div>
	東京	中綱	江戸川																											
医療崩壊	34%	53%	13%																											
PCR検査	5.8%	4.3%	3.4%																											
入院率	35%	42%	38%																											
離床率	30%	27%	21%																											
陽性率	62%	45%	50%																											
検査実施率	5.8%	4.3%	4.1%																											